

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目次

- ◇条 例 特別職の職員の特給に関する条例の一部を改正する条例
- ◇規 則 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 身体障害者福祉法による医師の指定
身体障害者福祉法による医師の指定の取消し
肥料の登録
土地の用途廃止
都市計画の変更

条 例

特別職の職員の特給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年五月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十四号

特別職の職員の特給に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の特給に関する条例（昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表中

| | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 選 挙 長 | 選 挙 長 | 選 挙 長 | 選 挙 長 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 一、五〇〇円 | 一、五〇〇円 | 一、五〇〇円 | 一、五〇〇円 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 一、五〇〇円 | 一、五〇〇円 | 一、五〇〇円 | 一、五〇〇円 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 一、二〇〇円 | 一、二〇〇円 | 一、二〇〇円 | 一、二〇〇円 |

を

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年五月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十五号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則（昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項中「若しくは令附則第六項又は第十三項（第十五項各号に掲げる市町村に限る。）若しくは第二十七項（第二十九項各号に掲げる市町村に限る。）」を削る。

第四十条中「第四項」を「第五項」に改める。

第四十二条各号列記以外の部分中「利用券用紙」を「利用券の用紙」に改める。

第五号様式の二その一を次のように改める。

第五号様式の二 その一

税 税 額 等 変 更 通 知 書

殿

さきに納税通知書で通知した 税の税額等を次のとおり変更しました。

年 月 日

鳥取県事務所長 印

| | | | | | | | |
|---------|----------------|---------|---|------------|---|---|---|
| 年度 | 納税通知書 番 | 第 | 号 | 納税1期 期限 | 年 | 月 | 日 |
| | | | | 納税2期 期限 | 年 | 月 | 日 |
| 区 分 | すでに通知済 の税額等 | 変更した税額等 | 差 | 増 | 減 | | |
| 課 税 標 準 | | | | | | | |
| 税 率 | | | | | | | |
| 年 税 額 | 円 | 円 | 円 | | | | 円 |
| 内 第 1 期 | | | | | | | |
| 第 2 期 | | | | | | | |
| 誤 随 | | | | | | | |
| 変更の理由 | | | | | | | |

お知らせ

この通知について不服がある場合は、この通知を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によって知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を經由して提出してください。

第五号様式の一その二の(表)を次のように改める。

(表)

殿

自動車税税額変更通知書

さきに納税通知書で通知した自動車税の税額を次のとおり変更しました。

| | | | | |
|-------|----------|--------|----|----|
| 年度 | 整理番号 | 登録番号 | 号 | |
| | 鳥 | 鳥 | 増 | 減 |
| 区 | 分に通知済の税額 | 変更した税額 | 増 | 減 |
| 年 | 税額 | 円 | 円 | 円 |
| 内 | 第1期 | | | |
| | 第2期 | | | |
| 課税 | 随時 | | | |
| 変更の理由 | 年月日 | まつ消 | 転出 | 異動 |
| 年月日 | | | | 変更 |

県税事務所長 印

第二十七号様式その二を次のように改める。

第二十七号様式 その二

年度分 個人事業税台帳

| | | | | | | | | | | | | |
|-----|------|----|----|------|------|------|------|------|------|-----|--------------------|------|
| 事務所 | 整理番号 | 業態 | 業種 | 業種番号 | 納貯組合 | 口座振替 | 分割区分 | 申告区分 | 決定区分 | 年 度 | 節区分 現過課税 滞年度 | 郵便番号 |
| | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--------------|-----|
| 住所コード 番 号 | 住 所 |
| | |

| |
|-----|
| 氏 名 |
| |

| | | 当 初 | 異 動 | 異 動 |
|-----------------------|--------------------|-----|-----|-----|
| 総 所 得 金 額 | | | | |
| 事業専従者控除 | 金額 人員 | | | |
| 非 課 税 所 得 額 | | | | |
| 所 得 金 額 | | | | |
| 各 種 控 除 | 損失の繰越控除額 | | | |
| | 被災事業用資産の 損失の控除額 | | | |
| | 譲渡損失控除額 | | | |
| | 譲渡損失繰越控除 額 | | | |
| 事 業 主 控 除 額 | | | | |
| 課 税 所 得 金 額 | 県内 分 県外 分 | | | |
| 減 免 所 得 額 | | | | |
| 課 税 免 除 所 得 額 | | | | |
| 課 税 標 準 額 | | | | |
| 税 率 | | | | |
| 年 税 額 | | | | |
| 納 期 別 税 額 | 第 1 期 | | | |
| | 第 2 期 | | | |
| | 随 時 | | | |
| 納 期 限 | 第 1 期 | | | |
| | 第 2 期 | | | |
| | 随 時 | | | |

| | | | | | | | |
|-------------|-----------|-----|---------|-------|-----------|-------|---------------|
| 調 定 年 月 日 | | | | | | | |
| 減 免 税 額 | | | | | | | |
| 減 免 の 種 類 | | | | | | | |
| 課 税 免 除 税 額 | | | | | | | |
| 専従者控除の内訳 | 専 従 者 氏 名 | 続 柄 | 生 年 月 日 | 従 事 月 | 仕 事 の 内 容 | 控 除 額 | 所 得 税 事 業 税 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

第六十二号様式の三中「第四十二条の三」を「第四十二条の四第 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六十二号様式の三の改正規定は、昭和四十六年十月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百六十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基づき、次のとおり医師を定めたので身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和四十六年五月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| | | |
|---------|--------|-------------------------|
| 診療科目 | 氏 名 | 勤 務 先 又 は 居 住 地 |
| 耳鼻いんこう科 | 山崎 靖夫 | 境港市米川町四四 鳥取県済生会境港病院 |
| “ 小 児 科 | 荒川 雄司 | 米子市東福原八四一 荒川耳鼻いんこう科医院 |
| 呼 吸 器 科 | 世山 邦彦 | 米子市皆生一八〇六 国立米子病院 |
| 外 科 | 木下 準四郎 | “ “ |
| “ “ | 市場 聡 | 境港市米川町四四 鳥取県済生会境港病院 |
| | 天島 義夫 | 米子市加茂町一丁目一 医療法人同愛会 博愛病院 |

鳥取県告示第四百六十三号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第一条第二項の規定に基づき、次のとおり身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師の指定を取り消したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和四十六年五月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| | | |
|---------|-------|------------------------------------|
| 診療科目 | 氏名 | 勤務先 |
| 整形外科 | 森久 英男 | 米子市加茂町二丁目一 院 医療法人同愛会 博愛病 相談所 |
| 整 形 外 科 | 上山 奎白 | 気高郡鹿野町今市八八三 |

| | | |
|------|-------|-----------------------------|
| 整形外科 | 小川 俊郎 | 米子市皆生一八〇六 国立米子病院 |
| " | 荒木 修身 | 境港市米川町四四 鳥取県済生会境港病院 |
| " | 岡 勉夫 | 気高郡鹿野町今市八三三ノ二 鳥取県身体障害者更生相談所 |
| " | 田川 宗光 | 鳥取市尚徳町一一七 鳥取赤十字病院 |
| " | 古沢 正治 | " |
| " | 木庄 奎一 | 倉吉市明治町一〇三一ノ五 医療法人北岡病院 |
| 眼 科 | 井上 福子 | 境港市米川町四四 鳥取県済生会境港病院 |
| 循環器科 | 都田潤一郎 | 米子市皆生一八〇六 国立米子病院 |
| 内 科 | 岡崎 幸男 | 米子市加茂町二丁目一 院 医療法人同愛会博愛病 |
| " | 小嶋 良平 | 倉吉市明治町一〇三一ノ五 医療法人 北岡病院 |
| " | 米本 哲人 | 鳥取市尚徳町一一七 鳥取赤十字病院 |

鳥取県告示第四百六十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十六年五月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 登録番号 | 肥料の名称 | 保証成分量（パーセント） | 生産業者の住所及び氏名 |
|----------------|-------|------------------------|---------------------------------------|
| 鳥 取 県 第三九四号 | 蒸製骨粉 | 窒素全量 三・五 りん酸全量 二〇・〇 | 境港市渡町一一九番地 北陽油脂有限公司 代表取締役 井汲 盛夫 |
| 鳥 取 県 第三九五号 | 肉骨粉 | 窒素全量 六・五 りん酸全量 一一・〇 | " |

鳥取県告示第四百六十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年五月十四日から用途廃止した。

昭和四十六年五月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 場 | 所 | 面積（平方メートル） | 用途 |
|---|------------------------------------|--------------------------|-----|
| " | 鳥取市湖山町字柳山八八八〇ノ七番地先から 八八二ノ一番地先まで | 一四七・六八 | 水路敷 |
| " | " | 八八二ノ七番地先から 八八二ノ四番地先まで | " |
| " | " | 八八七番地先から 八八三ノ四番地先まで | " |
| " | " | 八七六番地先 | " |

鳥取県告示第四百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更するので、同法同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年五月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の種類
公園

二 都市計画を定める土地の区域

鳥取市高住、良田、松原、金沢、福井、三津、狹間、堀越、大寺谷、布勢、桂見及び湖山町の各一部

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六 鳥取市役所

四 縦覧期間 昭和四十六年五月二十一日から昭和四十六年六月三日まで